

第112号

昭和55年 2月25日

編集と発行

発行 嘉手納町役場

編集 企画経済課広報係

〒904-02

嘉手納町字嘉手納81番地

☎ (098956) 1111~1114

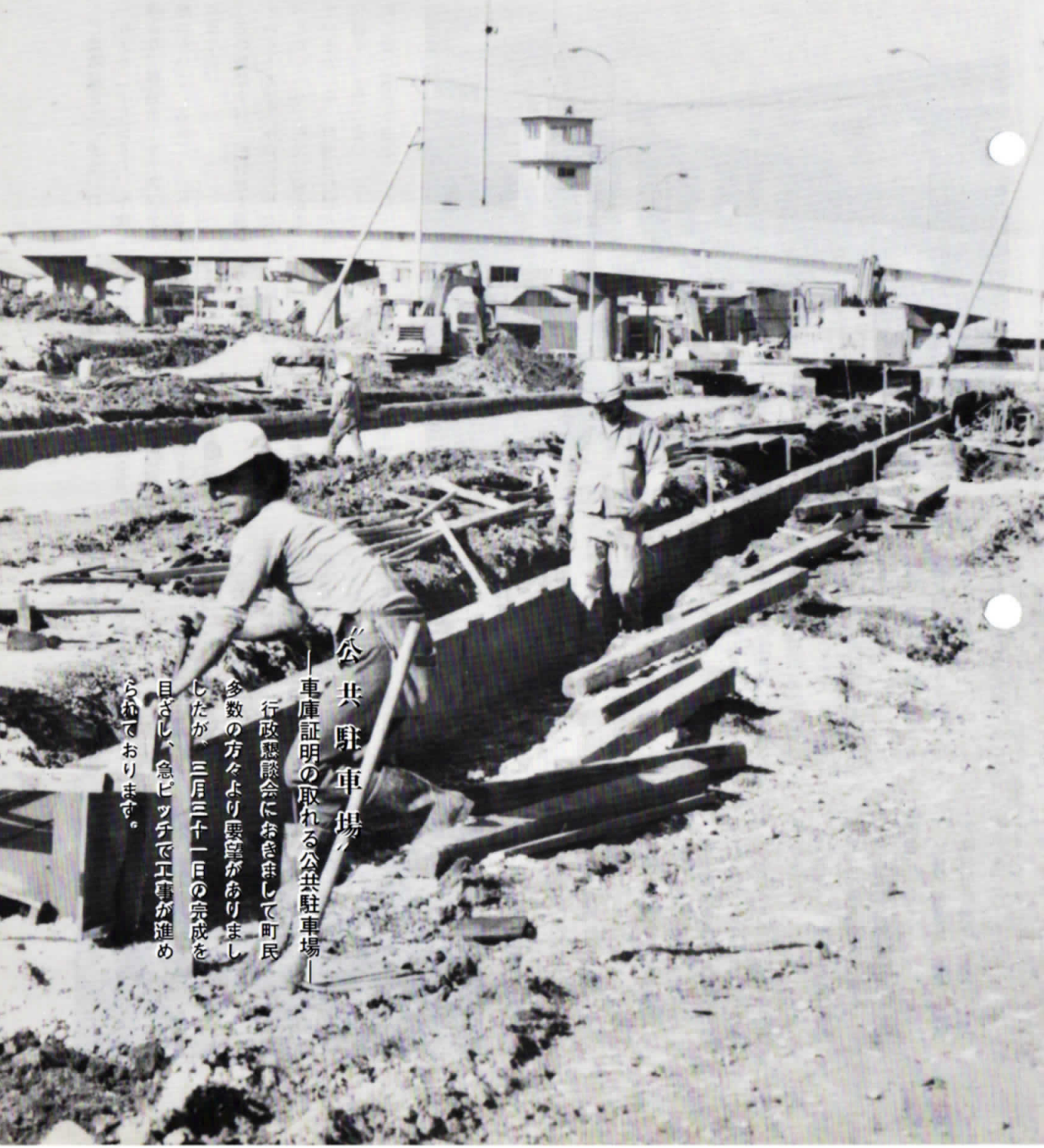
印刷：ロータリー印刷



広報

かでな

2月1日の人口 世帯数 3,562 人口 14,545 男 7,234 女 7,311



公共駐車場

―車庫証明の取れる公共駐車場―

行政懇談会におきまして町民
多数の方々より要望がありまし
ましたが、三月三十一日の完成を
目ざし、急ピッチで工事が進め
られております。

町長さん ゲートボール場がほしい

町民と膝を交えての話し合い

行政懇談会



▲ 行政懇談会の趣旨説明をする吉浜町長

行政懇談会は、去る一月二十一日より二十九日まで、午後七時より、農協ホール、各区公民館において、各区ごとに行なわれました。

この懇談会は、町行政を進めていくうえで「みおとしがなかったか」「今、町民は何を求めているか」を、町長と町民が直に膝を交え話し合い、そして、町行政に反映させようというも

のであります。

懇談会は、まず区自治会長のあいさつ、助役による町当局の出席者の紹介、町長あいさつ、そして、約一時間半の懇談となりました。

町行政に対し、町民の方々から、次のような意見、要望等が出され、盛況のうちに幕をじました。

○ 警察署前共同駐車場について

で、車庫証明の取れる駐車場として整備、折衝をしてもらいたい。

○ ローターリー内の児童生徒の学校区について、行政区単位の学校行事（運動会、その他）において、ロータリー内の児童生徒及び父兄が精神的負担となっているが、町としてどう対処していくか。

○ 教育委員会の中型マイクロバスでは乗車定員がすくないので、大型バスを購入してもらいたい。

○ 警察署横の信号機を自動式にしてみたい。

○ ねたつきり老人問題について。

○ ホームヘルパーの増員について。

○ 墓地公園、墓地団地について、町としてはどういう計画をもっているか。

○ 保育所の保育料について。

○ 中央公民館の開放について。
○ 社会体育の中で、各スポーツクラブの備品面の面倒をみてもらいたい。

○ 町民が気軽に利用できる、体育館、スポーツ施設を早く作ってもらいたい。

○ 子供 遊び場を早目につく

▶ 助役より当局側の紹介

ってもらいたい。

○ 屋外公衆便所の設置について。

○ 雨降りのたびに排水溝がつまり、何とかならないか。

○ 嘉手納高校の新設計画の話があるがどうなっているか。

○ ゲートボールの出来る広場がほしい。

○ 国道のバス停に待ち合所の設置が出来ないものか。

○ 久得黙認耕作地でのキビ作問題について。

○ 久得の解放地、約十万坪の土地利用計画はどうなっているのか。



- 屋良地区土地区画整理審議会委員決まる

当選証書と委嘱状を交付

字嘉手納 二七二



▶ 屋良土地区画整理事業
完成予想模型に見入る
該当地区内の方々
(中央公民館ホールでの
住民説明会)



「民俗資料室」と「トレーニング室」オープン

中央公民館内に設置

町教育委員会

町教育委員会では、「民俗資料室」と「トレーニング室」の施設工事を進めてまいりましたが、この程完成し、去る一月十四日、町長・議会議員・教育委員長のテープカットによりオープンの運びとなりました。

両施設とも中央公民館内に設置され、民俗資料室は大ホールの下階に、トレーニング室は地下駐車場の一角を利用し、つくられております。

民俗資料室は、私たちの祖先が「暮らしの智慧」「生活の工夫」としてあみ出した、手づくりの生活用具を貴重な文化遺産として保存し後世に伝えようというものです。

資料室には、町内の各家庭にある民具、民芸品等を寄贈していただいた一八五点が一堂に展示されております。

しかし、せっかく立派な資料室は出来たものの、肝腎な展示物がまだまだ不十分であります。現在、使用してない生活用具

民具、民芸品等がありましたら我町の文化遺産として資料室にご寄贈下されますようご協力をお願いいたします。

また、トレーニング室は、情報化の時代、車社会の中で運動不足と栄養過多なアンバランスになりがちな、三十歳以上の年齢層を対象としたいろいろな健康器具が設置されております。

室内には、腹筋台、ツイストマシン、ベルトバイブレーターなど十種類のトレーニング器具等が設置されております。

利用時間は、平日は午前九時より午後八時まで、土曜日は午前中となっております。

尚、利用されるときは、教育委員会へ連絡して下さい。シャワー室も完備しております。

室内には一八五点の民芸品が展示
「展示品に見入る吾那覇議長」



確定申告はもうお済みですか

— 期限は3月15日まで —

▶ 美容と健康のため:



長い時間待っていたことがありますので、お早目に確定申告をすませて下さい。

また、期限を過ぎてから確定申告をなさいますと、加算税が加算され大変不利になりますのでご注意下さい。

確定申告で次の方々には

税金がもどります

- サラリーマンで、雑損控除（災害や盗難にあったとき）医療費控除（五万円以上の医療費を支払ったとき）住宅取得控除（新しくマイホームを建てたか、購入したとき）などが受けることのできる人。
 - 去年の中途で退職し、その後、再就職しなかったために年末調整を受けなかった人。
 - 利子所得や配当所得、原稿料などの収入がある人で昭和五十四年の所得が少ない人。
 - 予定納税（一二期分）をしていない人で、確定申告をしなくてもよいことになった人。
- ※ 詳細については
沖繩税務所
電話 〇九八三三八一〇〇三二
税務相談室（分室）
電話 〇九八三三八一一五八



特例保険料納付に 厚生資金の活用を

沖縄県社会福祉協議会では、特例保険料の納付困難な人について、特に低所得者を対象に各市町村社会福祉協議会を窓口として、世帯更生資金の貸し付けを行っています。

貸し付け金額は、納めるべき特例保険料の半額以内で最高額は二十五万円までとなっており、利子も年三パーセントの低利で五年以内の償還となっております。

かんちがいしている

人はいませんか？

国民年金の保険料を納めなくても、七十歳になれば老齢福祉年金がもらえると思っている人はいませんか、もし、そういう人がおればそれは大変なまちがいです。老齢福祉年金がもらえる人は、国民年金制度ができた時に、すでに高年齢のため国民

年金に加入することができなかつた明治四十四年四月一日以前に生れた人です。

安心できる老後を

迎えるためには

国民年金制度は、県民全体の理解と協力がなければ決して実りある制度とはなりません。また、県民が等しく豊かで安心して老後を迎えることができる沖縄県にするには、県民全体の責任でもあります。そのためには将来年金を受けることができない人達を、私達は決してしてはなりません。

年金制度は、老後の生活安定のため欠くことのできない制度です。もしあなたの周囲に将来年金を受けることができないと思われる人がおれば、あなたからも是非年金の重要性を教えてあげてください。

あなたの年金は
大丈夫ですか!!

ところで、あなたやあなたの家族は年金制度に加入していますか。今や我が国は皆年金の時代であり、すべての国民は何らかの年金制度に加入することが義務づけられています。

国民年金は、他の年金制度に加入していない人とその家族で、満二十歳から五十九歳までの人が加入する制度ですが、もし、あなたや、あなたの家族で国民年金に当然加入しなければならぬのに加入していない場合や、加入していても保険料を納めていない場合、このような人達は、将来年金を受けることができません。一生不安がつきまといまいます。

しかも国民年金だけでなく、以前に厚生年金や共済組合などに加入し、保険料を納めた期間があれば、せっかくの保険料も掛け捨てになり、たいへん損をする場合があります。

また、国民年金について、わからないことや、お尋ねしたいことがあれば何でも結構です。お気軽にコザ社会保険事務所か町役場国民年金係にご相談ください。

フオート・ニュース

新春書き初め展

——町PTA連合会——

嘉手納町PTA連合会（会長佐久川憲孝氏）では、去る一月二十九日、町中央公民館ホールに於いて、「新春書き初め展」が開かれました。これは、児童生徒の情操を豊かにしようというのがねらいで町内の小・中学校生徒の作品二百五十二点が一堂に集められ催されました。



▶ 力作ぞろいがいっぱい

すばらしい演技を披露

——嘉手納小学芸会——

嘉手納小学校（校長池原吉助）では、去る二月三日、昭和五十四年度の学芸会が父兄多数を迎え華やかに催されました。

舞台では、ダンス、合奏、舞踊劇、郷土劇など多数が披露され、我子の演技に見入っていました。



▲ 4年生による紅白勇み大鼓の演技

児童扶養手当・特別児童扶養 手当をどうぞん知ですか

厚生課

児童扶養手当は、父親のいない家庭の児童、または父親が身体障害や長期病氣中の家庭で、児童の母親、または母親にかわってその児童を養育している人に支給されます。（国民年金や恩給、厚生年金などの公的年金を受けることができる人、または、前年の所得が一定額以上の人には支給されません）

特別児童扶養手当

障害児を監護する両親または両親以外の者がその障害児を養育するときは、その両親、又はその養育者に対して特別児童扶養手当を支給する。

支給対象児童

二十歳未満で法に定められた痲疾の状態にある児童（児童自身が公的年金を受けられるときや、児童収容施設等に入所しているときは支給対象とならない）

※詳細については
町役場厚生課へどうぞ

十八歳未満（重度心身障害児は二十歳未満）の者でつぎのいずれかに該当する児童は支給対象となります。（ただし、その児童が児童収容施設等に入所しているときは支給されない）

支給対象児童

○ 両親が離婚した後、父親と別れて生活している児童

○ 父親が死亡した児童

○ 父親が痲疾の状態にある児童

○ 父親の生死が明らかでない児童

○ 父親が引き続き一年以上遺棄している児童

こくほにゆうす

保険手帳がかわります

現在、つかっている国民健康保険手帳は、4月1日より使えなくなります。
新しい手帳（保険証）への切り替えが必要です。3月1日より町役場、各区公民館で行ないます。

○ 保険証の受取りには、印鑑が必要です。

○ 家族で転入、転出や、社会保険に入っていたり、辞めたりしている人がいれば、申し出て下さい。

○ 保険税の未納分は、保険手帳の切りかえのときに納めて下さい。

○ 資格証明書について
保険税を納めるのが困難で、かつ、四月一日以降に家族が病院へ通う場合は、住民課国保係に相談して下さい。保険者証と同じ効力の「資格証明書」を発行します。

所得税の申告書は
必ず出しましょう

▶ 訓練生募集 ◀

県立具志川職業訓練校

県立具志川職業訓練校では、昭和55年度の職業訓練生を下記により募集しております。

訓練職種

- 電気工事科
- 自動車整備科
- 建設機械整備科
- 軽印刷科
- 配管科
- 洋裁科
- 経理事務科
- 和文タイプ科

応募方法

希望者は、次の書類を本校又は、所轄の公共職業安定所に提出して下さい。

但し、雇用保険、就職促進手当等に関係あるものは、必ず公共職業安定所に提出し、詳しく説明を受けて下さい。

○ 入校願書（本校及び各公共職業安定所に準備）

○ 健康診断書

○ 出身校の調査書（新規卒業者のみ）

○ 住民票抄本

○ 写真（3×3.5 cm）二葉

願書受付期間

昭和五十五年一月二十一日から昭和五十五年三月十日迄
※ 詳細については

沖繩県具志川職業訓練校
電話 〇九八九七三二五五四

国民健康保険の 被保険者証を切り換えましょう！

期 間 ● 昭和55年 3 月 1 日から 31 日まで

いま、お持ちの被保険者証は
切り換えないと、
昭和55年 4 月 1 日以降は使用
できません。

国民健康保険被保険者証	
有効期限	昭和54年3月31日 昭和55年3月31日
記号	番号
世帯主氏名	明●大●昭 年 月 日生
世帯主住所	市町村
保険所 除者の在	市町村
番名 移地	〒○○○-○○○ 沖縄県○○部○○村○○番地 電話○○○○○-○○○
交付 年月日	昭和 年 月 日 一部負担 金の割合 3割
注意	他市町村への転出や、他の社会保険等に 加入した方は、この証は使用できません ので、ただちに市町村へ返してください。

切り換え

国民健康保険被保険者証	
有効期限	昭和56年 3 月 31 日
記号	番号
世帯主氏名	明●大●昭 年 月 日生
世帯主住所	市町村
保険所 除者の在	市町村
番名 移地	〒○○○-○○○ 沖縄県○○部○○村○○番地 電話○○○○○-○○○
交付 年月日	昭和 年 月 日 一部負担 金の割合 3割
注意	他市町村への転出や、他の社会保険等に 加入した方は、この証は使用できません ので、ただちに市町村へ返してください。

市町村・沖縄県医師国保組合
沖縄県国民健康保険団体連合会

えいせい カレンダー



昭和55年 3月

月日	行 事	時 間	場 所
5日(木)	母子保健推進員定例会	14:00~16:00	中央公民館
6日(金)	乳児相談及び離乳食実習	13:30~15:00	◇
14日(木)	3才6カ月児健診	13:30~15:00	◇
21日(木)	1才6カ月児健診	13:00~15:00	◇
25日(日)	母 性 相 談	13:30~15:00	◇
29日(土)	乳児一般健診	13:00~14:30	◇

結核撲滅等に使わせていただきます

結核予防シール募金

昭和五十四年度、結核予防シール募金運動につきましては、毎年絶大なるご協力をうけ、ありがとうございます。
おかげをもちまして本年度の募金運動は、実績額三四二、八三〇円(一〇一・六%)を達成することができました。
郷土の結核撲滅と健康保持のために使わせていただきます。

募 金 内 訳

区別	目標額	実績額	達成率
東 区	31,800 ^円	31,800 ^円	100 %
上 区	20,600	20,600	100
中 区	19,000	19,000	100
北 区	25,000	25,000	100
南 区	26,400	26,400	100
西 区	22,600	22,600	100
西浜区	19,600	19,690	100.46
屋良小	32,090	32,090	100
嘉 小	52,250	52,250	100
嘉 中	43,000	43,000	100
役 場	45,060	50,400	111.85
計	337,400	342,830	101.6

附 ありがとう
寄 ございました

二月十三日、字嘉手納三八番地ノ四、仲宗根正武君(嘉手納小 三年)より、お正月にももらったお年玉、五千円が町社会福祉協議会へご寄附がございました。

二月十八日、村山盛信氏藍綬褒章受章祝賀会の剰余金七二、三〇〇円が、発起人代表より、町社会福祉協議会へご寄附がございました。

故郷は遠きにありて思うもの...

知人・友人に広報を送りませんか

故郷を遠く離れて、県外(外国も含む)で生活をしている家族、知人、友人に、ふるさとからの便り広報「かでな」を送ってあげたいいかがでしょうか。
ご希望の方は、電話、葉書でもかまいません。住所、氏名、郵便番号、間柄を記入の上、町役場、企画経済課(広報係)までご連絡ください。

公共施設を大切にしよう!

窓ガラスのほとんどが割られた“水釜児童公園内の便所”

